

榊原悟志様

岡崎市長 柴田 紘



公文書開示決定通知書

平成16年5月12日付けで開示請求のありました公文書については、岡崎市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	①審判請求及び成年後見制度活用に係る平成16年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書 ②平成15年度の審判請求実績(件数及び費用)を記した文書
決定の内容	一部開示
開示をする日時及び場所	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
理由の提示等	開示しないこととする部分 ②平成15年度の審判請求実績(件数及び費用)を記した文書
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 該当者がなく書類を作成していないため非開示とする。
	開示が可能となる時期
担当課	福祉保健部 長寿課 電話番号0564-23-6147

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。指定された日時においてできない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、同封の納付書・領収証書により納付してください。納付確認後、当該公文書の写しを郵送します。

記

写しの作成に要する実費 に相当する額	10円 (10円×1枚)
郵送料に相当する額	80円

送付先 444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地  
福祉保健部 長寿課 電話番号 0564-23-6147